



Kaiho. anzen

発行：大日本土木安全協力会

東京都新宿区西新宿6-16-6

☎(03)5326-3772(直通)

令和6年4月

No.141

全国安全週間

2024年7月1日▶7日

準備期間 6月1日▶30日



安全衛生ポスター 最優秀賞
「この中にあなたは居ませんよね?」
株式会社ナミト 飯田あゆ美 作品

安全衛生標語 最優秀賞

いつもと違うと気づいたら
迷わず手を止め 再点検

サンエス警備保障株式会社 谷井 大所見難平 作品



CONTENTS

◇「2024 年度安全衛生管理計画推進にむけて」

大日本土木安全協力会	名誉会長	竹 田 勝 一	1
(大日本土木(株) 代表取締役 常務執行役員)			

◇「新事業年度を迎えて」

大日本土木安全協力会	会 長	森 屋 泰 則	2
(株)森屋製作所 代表取締役会長)			
東 京支部長	藤 澤	徹	3
(株)森田組 代表取締役)			
名古屋支部長	酒井田	雅 一	4
(株)酒井田工務店 代表取締役)			
大 阪支部長	山 川	数 也	5
(株)山川 代表取締役社長)			

◇ 2024 年度	安全衛生管理計画（抜粋）	6
-----------	--------------	---

◇ 2024 年度	環境安全衛生行事計画表	9
-----------	-------------	---

◇ 2023 年度	安全衛生・環境 論文、ポスター、標語入選作品	10
-----------	------------------------	----

◇ 受賞作品集	安全衛生論文・環境論文	＜最優秀賞＞	12
	安全衛生ポスター・環境ポスター	＜最優秀賞＞	14
		＜優秀賞＞＜優良賞＞	16

◇ 本部だより	18
---------	----

◇ 支部だより	＜東京支部・名古屋支部・大阪支部＞	20
---------	-------------------	----

◇ 大日本土木安全協力会	本部役員名簿(2024年4月1日現在)	26
--------------	---------------------	----

◇ 付録「新たな化学物質規制が導入されます」	27
------------------------	----



2024 年度安全衛生管理活動推進に向けて

大日本土木安全協力会
名誉会長 竹田 勝一

(大日本土木株式会社 代表取締役 常務執行役員)

ご安全に！

今年度も引き続き、大日本土木安全協力会の名誉会長を務めさせていただくこととなりました。安全協力会会員の皆様のご協力、ご支援を賜りながら全力で安全衛生管理活動を推進したいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、安全協力会会員の皆様に於かれましては、平素より弊社の安全衛生管理活動に積極的に取り組んでいただいていることに、篤く御礼申し上げます。

さて、建設業界は、昨年度に引き続き、先の見えないウクライナ・パレスチナでの戦争、円安、建設費の高騰、人手不足、そして今年度4月から適用開始された時間外労働の上限規制等の多くの課題を抱えています。数々の課題がある中で、企業としての事業活動に悪影響を及ぼす災害や環境・品質トラブルの撲滅は、我々にとって最優先事項です。

昨年度の安全成績ですが、海外も含めた全店で、JVサブも含めて23件の災害が発生しています。一昨年度が33件ですので、昨年度の2/3程度の災害件数に減少し、また、一昨年度まで連続して発生していた死亡災害が発生しなかったことは、安全協力会の皆様のご尽力と努力の成果と感謝申し上げます。

しかしながら、発生した災害の中には、墜落、崩壊・倒壊、クレーン災害も含まれており、昨年度の重点管理事項として取り組みましたが、残念ながら発生してしまったことは大いに反省し、今年度は更に活動を活性化させ、安全管理に取り組まなければならないと考えています。

当社は、「安全をつくり続ける。」を企業理念として掲げています。今年度もこの理念の下、信頼に応える安定した企業経営を続け、確かな技術と品質で安心な暮らしを支える事業活動を行います。

安全目標は、昨年度と変わらず、「死亡・重篤・公衆災害 ゼロ」を掲げています。特に、墜落・転落災害、建設機械・クレーン災害、崩壊・倒壊災害、公衆災害は昨年度の災害事例をしっかりと反省し、引き続き重点管理事項として取り組みます。

衛生目標についても、前年同様に「疾病労災 ゼロ」を掲げ、重点項目として作業環境の整備・改善、働き方改革の推進に取り組みます。特に働き方改革は時間外労働の上限規制の中で効率よく生産性を向上し、且つ災害・品質を含むトラブルを発生させない現場管理を行わなければなりません。

また、CCUSの普及も将来の建設業の発展を考える上で、重要な役割を果たす取り組みです。共に積極的に取り組みたいと思います。

当社と安全協力会の皆様が協力し、一丸となって取り組まないとこれらの目標達成は難しいと考えています。大日本土木は安全協力会の皆様と共にあります。お互いの会社、お互いの社員とご家族の方々の安全・安心のために、会員各位の皆様と共にゼロ災を目指したいと思います。

今年度もどうぞ宜しくお願い申し上げます。

ご安全に！



新事業年度を迎えて

大日本土木安全協力会

本部部长 森屋 泰則

(株式会社 森屋製作所 代表取締役会長)

ご安全に！

新事業年度のスタートに際してご挨拶申し上げます。日頃より安全協力会会員の皆様には、本部及び各支部の安全協力会の事業計画、並びに労働災害防止活動にご支援を頂いております事、ここに厚く敬意を表しますとともに本年度も引き続きのご協力の程をお願い申し上げます。

ここ数年の活動制限が嘘だったかのように大勢の外国人観光客で街中は賑わいを取り戻し、インバウンド需要に乗り遅れまいとする積極的な経済活動が展開されている様に見受けられます。安全協力会活動も、活動制限すること無く昨年度からはコミュニケーションを積極的にとって、安全成績の向上に努めてまいりました。数字的には一昨年度よりも良い成績で終わりました事を、改めて感謝申し上げます。結果的にはコミュニケーション活動は決して無駄ではなかったと考えておりますので、今後も皆さんからの率直なご意見を聞くためにも積極的に行っていきたいと思っております。しかしながら労働災害についてはまずまずの結果でしたが、公衆災害等は20件と残念ながら多数起きてしまいました。この点は深く反省し、原因究明と再発防止を今年度の安全管理活動の重点施策として考えてまいります。具体的に見ますと交通事故も含め、車輛・重機による物損事故が目立ちます。これらの事故の原因は慣れによるヒューマンエラーと考えられますので、その点を大きく啓蒙して行きたいと思っております。結果、今年度の安全成績が昨年度よりも良い結果になる様に本部部长として努力して行きたいと考えておりますし、諸問題に対してはスピーディーに対処・改善しますので、忌憚のない意見をお聞かせください。

我々の建設業界は、社会的要求事項が課題として山積しています。「働き方改革」から「働きがい改革」へと魅力のある建設業界として若者に認識してもらえるよう就労している我々自体が変わる必要があります。また「地球温暖化」から「地球沸騰化」へと自然環境も激変し、いつ起こるか分からない自然災害へも耐える強靱な社会資本を整備する基幹産業として成長しなければなりません。そして大日本土木(株)様の企業理念でもある「安心をつくり続ける。」を実現する事が安全協力会の使命と考え、月並な言葉では有りますが無事故無災害を達成すべく、本会を運営して行きたいと考えておりますので、今以上のご努力をお願いします。

最後になりますが、大日本土木(株)様と会員各社様の益々のご隆盛とご繁栄、無事故無災害をご祈念し新事業年度のご挨拶とさせていただきます。

ご安全に！



新事業年度を迎えて

大日本土木安全協力会
東京支部長 藤澤 徹
(株式会社 森田組 代表取締役)

ご安全に！

新事業年度を迎え、安全協力会会員の皆様には、大日本土木安全協力会東京支部の事業計画ならびに労働災害防止活動の運営に、日頃から格別なご支援とご協力を賜り、ここに厚く御礼と敬意を表しますと共に、今年度もご支援とご協力を賜りますよう改めてお願い申し上げます。

今年の1月1日、石川県能登半島で最大震度7の揺れを観測する地震が発生しました。被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。今後30年以内に震度6以上の地震が発生する確率は、「南海トラフ」「首都直下」など全国で高くなっており、常に身の安全を守るように防災意識を持って行動しなければいけないと感じております。

さて、昨年度の安全成績についてですが、土木作業所で不慮災害1件、建築作業所で不慮災害2件、一人親方の休業4日以上災害が1件、発生致しました。休業4日以上災害については、整理整頓が出来ていなかった事と、慣れからの不注意が重なり災害に繋がりました。作業は一人でするものではありません。他職の方も多くおられる中で協同して進めるものです。自分だけでなく、他職の方も働きやすいように、常に整理整頓を心がけてください。

また、交通事故、ユニック車の転倒、埋設電線の破損といった公衆災害も5件発生しております。公衆災害を発生させると多方面へご迷惑をお掛けする事に繋がります。架空線、埋設物、第三者災害は絶対に発生させる事の無いようご協力お願い致します。

建設業界を取り巻く情勢としましては、老朽化施設の建て替え需要や、国土強靱化、防災・減災対策が今後とも増加すると見込まれています。また、この4月から適用される、時間外労働の上限規制が働き方に大きく影響してきます。人手不足が深刻になる中、建設労働者の処遇改善が非常に大切な問題であり、建設キャリアアップシステムによる賃金の確保、建設DX（デジタルトランスフォーメーション）の積極的な活用による業務の効率化が重要となっています。若い世代の担い手の確保、女性の積極的な採用、外国人労働者の活用にも取り組まなくてはなりません。その為にも働きやすい環境の整備を整えていく必要があります。安全協力会としましては、店社と協同し、これらに適切に対応が図れるように、取り組んで参りたいと考えております。

最後になりますが、新事業年度を迎え、会員の皆様におかれましては、より一層、自主的な安全衛生活動を実施していただき、災害のない安全・安心な環境を整え、会員各社の無災害と益々のご繁栄、皆様のご健康とご多幸を祈念申し上げて、挨拶とさせていただきます。

ご安全に！



新事業年度を迎えて

大日本土木安全協力会

名古屋支部長 酒井田 雅一

(株式会社酒井田工務店 代表取締役)

ご安全に！

名古屋支部の会員皆様には、事業運営並びに労働災害防止活動に日頃からのご支援を頂いております事、ここに厚く敬意を表しますとともに本年度も引き続きのご協力の程をお願い申し上げます。

長い間、新型コロナウイルスに翻弄されてきましたが、第5類感染症に変わり日常生活もコロナ前に近い生活環境に戻ったのではないのでしょうか。今年に入り、能登半島地震をはじめ、暗いニュースが続いております。2024年4月から働き方改革として、時間外労働の上限規制の適用も始まります。そんな厳しい環境のなか、安全協力会でもコロナ前と同様の活動を再開しています。感染症には注視しつつ以前のような積極的な活動を目指していきたいと思います。

さて、名古屋支部の2023年度安全成績は重篤災害がないとはいえ他支社に比べ倍に近い労働災害が発生しました。また公衆災害も交通事故や埋設管、架空線の損傷事故も発生しました。これらの事故はコミュニケーションを取り作業所のルールを守っていれば防げた事故と考えられます。今一度、大日本土木社員様と協力会社作業員様が一致団結しコミュニケーションを図り、作業所のルールを守り、今年度もこれらの結果を検証して今年こそは「ゼロ災」を達成したいと思いますので会員皆様のご協力をお願い致します。

2023年度の大きな活動としては夏場の熱中症対策に予算を費やしました。塩ビタミンゼリーを各現場に配布や、日よけ用のテントを多数用意させていただきました。これらが功を奏したかは定かではありませんが熱中症も発生はありませんでした。今年も同様な活動を昨年より大きく展開していきたいと思います。さらにパトロール回数を増やして現場作業員様の要望に耳を傾け、本当に必要な支援を行っていききたいと思いますのでご意見があれば遠慮なくお申し付けください。

今年度、前向きに啓蒙活動していきたいことにDXの推進があります。「CCUS」「Buldee」「労務管理」といった建設業ならではのDXをニュースタンダードと位置付け、会員皆様に周知・導入することで人手不足・作業時間の短縮といった問題を一緒に解決していきたいと思います。また今年度からは働き方改革として、時間外労働の上限規制が適用されます。効率良く業務を遂行しワーク・ライフ・バランスを推進して魅力的な労働環境を形成しなければなりません。

安全協力会も啓蒙するだけでなく費用面などで具体的に協力できるよう取り組んで参ります。

最後になりますが、「ルールを守る・守らせる」という基本的な事を再度、大日本土木様と安全協力会が真摯に議論を交わし、積極的に「ゼロ災」に取り組んで参ります。今まで以上に皆様のご指導・ご協力をお願いして新年度の挨拶と致します。

ご安全に！



新事業年度を迎えて

大日本土木安全協力会
大阪支部長 山川 数也
(株式会社 山川 代表取締役社長)

ご安全に！

新事業を迎えるにあたり、大阪支部会員の皆様には、日頃より大日本土木安全協力会大阪支部の事業運営、労働災害防止活動にご支援を賜り、ここに厚く御礼を申し上げます。

本年度も引き続きご支援、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

2024年1月1日に発生した能登半島地震で亡くなった方々にお悔やみを申し上げます。また、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。1日も早い復興を願っています。

新年度事業が動きだしました。昨今も世界状況に目を向けますと、イスラエル、パレスチナ問題、ウクライナ情勢、今も世界中で紛争や内戦が多発して国際問題になっています。また、世界で数ある中の環境問題は、地球の温暖化です。水質・大気汚染、森林破壊など多くの問題を抱えています。まずは、できる事をやっていく必要があります、一方国内の建設業界はどうでしょう。2024年問題ともいわれる働き方改革関連法が4月より実施されます。労働基準法の改正により、初めて法律で時間外労働の上限が定められ、超過した場合は、罰則が設けられます。建設就業者は、ピークだった1997年以降減少傾向にあり、55歳以上の高齢者が1／3以上を占め全体的に高齢化しています。今後の10年間で大半が引退するとみられ、中長期的な担い手を確保する必要があります。建設業界が生き残っていくには高齢者、女性、外国人などの新たな雇用制度を整備するとともに、労働環境を改善し若年層の労働者が定着しやすい環境にし、また、DX（デジタルトランスフォーメーション）推進により業務の省力化に取り組む必要があります。

令和5年度の西日本支社の災害発生状況は、全体で土木3件、建築5件の合計8件の災害が発生致しました。当社カウントにおいては、土木1件、建築2件の合計3件でしたが、事故の型別では、起こしてはならない墜落・転落災害と崩壊・倒壊災害で三大災害におけるものです。どちらも仮設段階によるもので、現場による確認不足、仮設計画の管理が不十分であった等の原因で事故が発生致しました。どうしたら墜落・転落災害を防げるのでしょうか。墜落・転落災害は、場所、人、時間を問いません。墜落制止用器具を着用したら必ず使用するよう心がけてください。自分のために、家族のために、そして働く仲間のためにお願いしたいと思います。また、西日本支店の安全衛生方針にもありますように、先取り安全を確実に行之、労働安全法令を遵守してください。そして職長会を通し協力会社間において、不安全設備、不安全行動をお互いに指導し合える風通しの良い職場環境を構築して、死亡、重篤、環境災害がゼロで達成できるように会員の皆様のご協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、新事業年度を迎え会員の皆様におかれましては、より一層の安全衛生活動を充実させ、災害のない職場にして頂き会員各社の益々のご繁栄を祈念申し上げて挨拶とさせていただきます。

ご安全に！

2024年度 安全衛生管理計画（抜粋）

安全衛生目標

安全目標 死亡・重篤・公衆災害 ゼロ

- ☐ 墜落・転落災害の防止
- ☐ 建設機械・クレーン災害の防止
- ☐ 崩壊・倒壊災害の防止
- ☐ 飛来・落下災害の防止
- ☐ 交通事故・公衆災害の防止
- ☐ JVsub 工事における安全管理・教育指導の推進

衛生目標 疾病労災 ゼロ

- ☐ 作業環境の整備・改善
(感染症予防対策、熱中症予防対策等)
- ☐ 働き方改革の推進

重点管理事項を実施するための具体的な内容

関係協力会社と協働して災害事故防止活動に取り組み、支店長が率先垂範して実効性のある指導・確認・支援を行い、以下に示す重点管理事項について全員の力を結集して取り組む

1. 元方事業者管理の確実な実施

(1) 店社における安全衛生管理

- 1) 安全衛生委員会、所長会、営業引継会、工事打合会、施工検討会の実施
- 2) 店社の安全衛生環境パトロール、内部監査（MS 監査・ライン監査）、作業所指導の実施
- 3) 施工計画の事前審査、特に足場計画（10m 以上すべて）の店社確認
- 4) JVsub 工事における安全管理・教育指導の推進
 - ① JV スポンサーに安全衛生パトロールの要請・実施
 - ② JVsub 赴任社員の教育・育成

(2) 作業所における安全衛生管理

- 1) 作業所長の確実な統括管理の遂行
 - ① 労働安全衛生関係法令、社内基準を遵守した作業所管理
 - ② 安全管理の3原則（整理整頓・事前打合・現場点検）の実施
 - ③ 指定危険作業、予定外・非定常作業時における事前打ち合わせの実施
 - ④ 協力会社による作業手順書周知会の実施指導
 - ⑤ 建設キャリアアップシステムを普及促進（就業者数タッチ率の向上）
 - ⑥ 建設 DX、労務管理業務の電子化の推進

2) 墜落・転落災害の防止

- ① 墜落制止用器具の正しい装着・使用
- ② 足場、開口部、作業床（端部）からの墜落防止設備の先行設置
- ③ 足場管理体制図の運用、足場点検者選任と点検実施

3) 建設機械・クレーン災害の防止

- ① クレーンの転倒事故防止
 - ・クレーン作業計画の確認・指導
 - ・定格荷重の厳守
 - ・過負荷防止、巻過防止等安全装置の確認
- ② 建設機械の接触防止
 - ・重機作業計画の確認・指導
 - ・建設機械作業エリアへの立入禁止
- ③ バックホウ作業においては後退禁止、誘導合図なしでバックしないの周知徹底
- ④ 重機作業における死角体験教育・誘導訓練教育の実施

4) 崩壊・倒壊災害の防止

（土止め支保工・型枠支保工・解体作業・はい作業・足場）

- ① 解体工事における施工検討会の実施
 - ・事前調査に基づく解体工法・作業順序・控えの設置方法等、リスク低減措置を盛り込んだ施工計画及び作業手順の作成・実施指導
- ② エレベーター内ステージや足場等の仮設備における構造計算の実施、計画した材料・施工方法の実施・指導
- ③ 掘削地盤の事前調査、法面の作業開始前点検

5) 飛来・落下災害の防止

- ① 資機材や工具を落下させないための事前防護
 - ・落下防止ネットや工具落下防止ロープ等による落下物の防止
- ② 上下作業の禁止、立入禁止区域の設定
 - ・作業手順の事前打合せ、朝礼等で関係者に周知
- ③ 強風による資材などの飛散防止
 - ・安全コーンや看板等は確実に固定

6) 交通事故・公衆災害の防止

- ① 周辺状況（地盤、埋設物、架空線、近接構造物、飛来・落下物等）の事前調査と災害防止対策の作成・実施
- ② 第三者災害防止対策の実施状況確認（作業区画境界、特に出入り口）
- ③ 交通事故防止のための指導
 - ・指差呼称と呼称運転の実施

- 7) ヒューマンエラー、不安全行動に起因する災害防止
 - ① 4 S運動（整理、整頓、清掃、清潔）の推進
 - ② 労働災害事例教育
 - ③ ヒヤリハットの情報共有による労働災害要因排除
 - ・作業手順の改善
 - ・安全設備の充実
 - ・見える化

2. 協力会社の自主管理能力の向上促進

- (1) 事業者責任の遂行
 - 1) 作業所安全衛生活動への完全参加
 - 2) 作業所で決められたルール、安全指示の遵守
 - 3) 当該作業所に合致した送り出し教育の実施
- (2) 安全施工サイクル活動の展開
 - 1) K Yミーティングにおける安全唱和の実施
 - 2) 不安全行動排除のため、一声かけ運動、一人K Y、現地K Y、ヒヤリハット、グーパー運動の実施（コミュニケーションの充実）
 - 3) 保護具の完全着装
 - 4) 指定危険作業の事前打合せの実施
- (3) リスクアセスメント（危険性又は有害性等の調査）を取り入れた安全作業手順の作成・周知（特に、指定危険作業）
- (4) 非定常・予定外作業（作業内容変更時等）の作業手順の確認
- (5) 再下請負人の管理
 - 1) 再下請負人の適正な選定
 - 2) 単独作業にならない配置と確実な指示伝達
 - 3) 二次以降協力会社の安全衛生・環境管理協議会への参加
 - 4) 社会保険未加入事業者の排除
 - 5) 事業主・一人親方の労災特別加入の確認指導
 - 6) 労務管理業務の電子化による正確な情報共有
 - 7) 建設キャリアアップシステム技能者登録と就業履歴の確実な蓄積
- (6) 職長会の充実
- (7) 労災上積み保険の加入促進
- (8) 安全協力会、パートナー会の活動推進

2024年度 環境安全衛生行事計画表

(2024. 4. 1～2025. 3. 31)

所属 月	本 社	支 店	作 業 所
4	安全祈願 本社安全衛生委員会 本社品質保証・環境保全委員会 春の全国交通安全運動(4/6～15)	安全祈願 支店安全衛生委員会(毎月) 支店品質保証・環境保全委員会 春の全国交通安全運動(4/6～15)	安全祈願 春の全国交通安全運動(4/6～15)
6	全国安全週間準備期間(6/1～30) 日建連 災害防止対策特別活動(6/1～30) 環境月間(6/1～30) 安全衛生大会 中日本支店 (6/7) 東日本支店・海外支店 (6/21) 西日本支店 (6/27)	全国安全週間準備期間(6/1～30) 日建連 災害防止対策特別活動(6/1～30) 環境月間(6/1～30) 安全衛生大会 中日本支店 (6/7) 東日本支店・海外支店 (6/21) 西日本支店 (6/27)	全国安全週間準備期間(6/1～30) 日建連 災害防止対策特別活動(6/1～30) 環境月間(6/1～30) 安全衛生大会 中日本支店 (6/7) 東日本支店・海外支店 (6/21) 西日本支店 (6/27)
7	全国安全週間(7/1～7)	全国安全週間(7/1～7)	全国安全週間(7/1～7)
8	電気使用安全月間(8/1～31)	電気使用安全月間(8/1～31)	電気使用安全月間(8/1～31)
9	全国労働衛生週間準備期間(9/1～30) 防災の日(9/1) 秋の全国交通安全運動(9/21～30)	全国労働衛生週間準備期間(9/1～30) 防災の日(9/1) 秋の全国交通安全運動(9/21～30)	全国労働衛生週間準備期間(9/1～30) 防災の日(9/1) 秋の全国交通安全運動(9/21～30)
10	全国労働衛生週間(10/1～7) 3R推進月間(10/1～10/31) 本社安全衛生委員会 本社品質保証・環境保全委員会	全国労働衛生週間(10/1～7) 3R推進月間(10/1～10/31)	全国労働衛生週間(10/1～7) 3R推進月間(10/1～10/31)
11	秋の全国火災予防運動(11/9～15)	秋の全国火災予防運動(11/9～15)	秋の全国火災予防運動(11/9～15)
12	年末年始労働災害防止強調期間(12/1～1/15)	年末年始労働災害防止強調期間(12/1～1/15)	年末年始労働災害防止強調期間(12/1～1/15)
1	安全祈願 年末年始労働災害防止強調期間(12/1～1/15)	安全祈願 年末年始労働災害防止強調期間(12/1～1/15) 国内・海外支店長MR(安全衛生)	安全祈願 年末年始労働災害防止強調期間(12/1～1/15)
2	本社安全衛生委員会 本社品質保証・環境保全委員会 社長MR		
3	年度末労働災害防止強調月間(3/1～31) 春の全国火災予防運動(3/1～7)	年度末労働災害防止強調月間(3/1～31) 春の全国火災予防運動(3/1～7)	年度末労働災害防止強調月間(3/1～31) 春の全国火災予防運動(3/1～7)
随時	本社安全衛生パトロール 社員教育、健康診断 環境・安全 論文、ポスター、標語募集 社外研修、渉外業務	安全衛生パトロール、ライン監査 社員教育、健康診断 社外研修、渉外業務	安全祈願祭 安全衛生・環境管理協議会 安全衛生大会、職長会 健康診断

2023 年度『安全衛生』論文、ポスター、標語 入選作品

※受賞者の店・所属は 2023 年度作品募集時を基に掲載

『論文』

区 分	会社名	店	所 属	氏 名	タ イ ト ル
最優秀	大日本土木(株)	東日本	環境安全品質部	廣瀬 淳司	3つの「きく」安全活動
優秀	大日本土木(株)	西日本	川上村教育施設	貝長 築	「働き方改革」実現に向けた労働環境形成の課題と取り組みについて―多様化する人材の活躍を目的として―
優良	大日本土木(株)	東日本	東急綾瀬物流	加藤 真也	労働災害に学ぶ建設業の在り方

『ポスター』

区 分	会社名	店	所 属	氏 名	タ イ ト ル
最優秀	(株)ナミト	中日本	UR 美浜町整備	飯田 あゆ美	この中にあなたは居ませんよね？
優秀	大日本土木(株)	西日本	奈良県立医科大	鵜飼 洋行 (鵜飼 真行家族)	たすかるために
優良	大日本土木(株)	西日本	近不花園本町マ	岸 洸汰	No More 不安全行動

『標語』

区 分	会社名	店	所 属	氏 名	標 語
最優秀	サンエス警備保障(株)	東日本	綾瀬造成	谷井 大所見難平	いつもと違うと気づいたら 迷わず手を止め 再点検
優秀	(株) 夢真	中日本	高速恵那山法面	相徳 祐樹	危険だと言える勇気が仲間を守る みんなで築こう ゼロ災害
優秀	松田電気工業(株)	西日本	近不八木マ	森本 修平	危険の芽 摘み取る声かけ みんなの目
優良	大日本土木(株)	東日本	東高京浜 K	小林 賢明	お疲れ様 笑顔で向かう帰り道 無事故の先に 待つ家族

2023 年度『環境』論文、ポスター、標語 入選作品

『論文』

区 分	会社名	店	所 属	氏 名	タ イ ト ル
最優秀	大日本土木(株)	中日本	恵那西造成	西出 啓彰	建設廃棄物削減のため現場でおこなうべきこと
優秀	大日本土木(株)	中日本	地整南濃下部3	三上 光	環境に配慮した土木工事について
優秀	大日本土木(株)	東日本	塩尻造成	藤塚 和也	作業環境がいいとは
優良	大日本土木(株)	西日本	近不檀原マ	福永 将	低炭素型住宅の CO2 排出量削減対策についての一例

『ポスター』

区 分	会社名	店	所 属	氏 名	タ イ ト ル
最優秀	大日本土木(株)	西日本	奈良県立医科大	鶴飼 真行	温暖化もうヤバイよ
優秀	(株)ナミト	中日本	UR 美浜町整備	飯田 あゆ美	ココで暮らしています
優良	大日本土木(株)	西日本	近不八木マ	成瀬 拓真	巡る資源

『標語』

区 分	会社名	店	所 属	氏 名	標 語
最優秀	大日本土木(株)	海外	ジブチ自衛隊 2	猪狩 寛	廃材を 排出させない工夫が プロの技
優秀	三栄建設(株)	中日本	シルビア改修	村端 秀夫	綺麗な職場は効率ヨシ！常に快適 自慢の現場
優良	大日本土木(株)	中日本	地整南濃下部3	早川 周作	清掃で 磨こう現場と 自分の心

3つの「きく」安全活動

東日本支店 廣瀬 淳司

はじめに

「人は石垣、人は城、人は堀」これは、「風林火山」で有名な武田信玄（1521～1573年）の言葉です。「人は、石垣や城と同じくらい、戦（いくさ）の勝敗を決するのに大切だ」という意味です。適材適所に人を配置してはじめて、強い石垣が出来、城が成り立つ。「企業は人なり」という言葉に通じるのだと思います。

この言葉には「情けは味方、仇（あだ）は敵なり」という言葉が続きます。人は、情けをかければ味方になりますが、恨みを持たれば敵になります。権力で抑えつけば家臣であっても、敵になることもある。家臣を信頼し、情けをかけ、大切に活用すれば、士気（モチベーション）、忠誠心（ロイヤリティ）が高まるのです。「情け」は「甘やかす」ことではありません。積極的に対話し、指導を行い、行動を観察し、正しく評価をすることです。

3つの「きく」

現場や会社では色々な指導・教育が実施されます。教育の初めは「聞く」事から始まります。講師の話を「聞く」。これは話を聞いて自然に耳に入ってくる聞くです。意識していなくても耳に入ってきます。なんとなく聞いて、なんとなく知識が身についた気分になる「聞く」です。「聞く」だけでは知識が身についたとは言えません。

大切なのは「訊く」です。人に尋ねる、問いかける、自ら行動して積極的な「訊く」を行う人はその後の行動が格段に違ってきます。判らない事や、気になる事は先輩や職人さんに「訊く」事が大切です。誰も初めから全てを判ってはいません。判らない事は恥ずかしがらずに「訊く」ようにしてください。

3つ目のきくは、「効く」です。訊く事を続けると絶対に効果が表れます。自分だけでなく、訊かれた人も、改めて考え、人に教える事でその作業や内容を見直す事になるので、双方に良い効果が表れます。

「作業手順書を活用する」

仕事をする上で大切な書類に作業手順書があります。作業手順書には「安全」に作業して、「品質」の良い物を作るコツが書かれています。作業手順書の内容で疑問に思ったことは訊いてください。作業手順書の意味を理解しないと、ほんとの意味での「安全な作業」「品質の良い物」は出来ません。訊いて作業手順がおかしいと感じたら、話し合っって作業手順を変更し、手順書を良いものに変えてください。作業手順書は作ったら終わりではありません。その現場の作業条件に合ったものに内容を変えなければいけません。「訊く」ことが自分だけでなく、作業所全体に良い意味で効いてきます。

安全管理の訊くはいつやるのか

現場の安全設備は完全ではありません。どこかでヒヤリハットが発生しています。なぜ事故や災害に繋がらないのか？人の注意力に頼っているからです。今までが運が良かっただけかもしれません。人は一日中注意力を高めたまま生活は出来ません。現場では一瞬の不注意が事故に繋がります。人がミスしても事故や災害に繋がらないようにするには設備を充実させることが大切です。

その為には、毎日の作業の中でのヒヤリハットを訊いて、ヒヤリハットの段階で再発防止対策を取ることが大切です。床の小さな段差、手摺がぐらついていた、上から物が落ちてきた等々、気になる所を作業員にヒヤリハットとして指摘してもらい、その場で是正する事が大切です。間違っても、明日や来週へ先延ばししてはなりません。働く仲間を守るため、全員がパトロール員となりヒヤリハットを発見し、その場で是正すれば事故（災害）の大部分は防ぐ事が出来ます。ヒヤリハットは失敗体験ではなく、事故の芽を見つけた貴重な成功体験です。ヒヤリハットを報告した人を責めるのではなく、ほめて下さい。そうすれば、現場の危険の芽が減っていきます。災害を経験する事は出来ませんが、過去の事例、現場でのヒヤリハットで経験し自ら勉強する意識を持って取り組む事は出来ます。一人ひとりが危険意識を持てば事故防止に繋がります。

持続的に「安全・安心」を作り続ける

「安全・安心」な現場の為に大切なのは人の教育です。どれだけ設備を改善しても、安全な手順を考えても、人が守らなければ災害は発生します。情報を共有して、対話して理解してもらおう。教育には信頼関係が大切です。一人ひとりを信頼し、作業員の行動を観察し、作業員とコミュニケーションを取り、信頼関係を築くことがとても大切です。

私たちは「安全」な現場の中で、「安心」して物づくりをつづけなければなりません。「安全・安心」を作るのは人です、まず「人」を作らなければ「安全・安心」は持続出来ません。「人づくり」なくして「安全・安心」な未来なしです。

建設廃棄物削減のため現場で行うべきこと

中日本支店 西出 啓彰

私たち建設業は日々多くの産業廃棄物を産み出している。産業廃棄物搬出・処理調査（環境省：平成 24 年度実績）の産業廃棄物の業種別排出量によると建設業は全業種の約 20% 占めている。また、建設副産物実態調査（国土交通省調査：平成 24 年度実績）の最終処分量に占める建設混合廃棄物の処分量（中部）によると全体の約 6 割が建設混合廃棄物となっている。建設混合廃棄物は、再資源化が困難であり、最終処分となるケースがほとんどである。そのため、最終処分量を削減するには、各現場での分別が重要である。

2030 年の国際目標である SDGs 12 の「つくる責任使う責任」や我が国の 2050 年カーボンニュートラル宣言の達成には、建設廃棄物の適切な処理・処分することが必要不可欠であると私は考える。今回は私の考える建設廃棄物削減のため各現場で行うべきことを 3 つ述べ、4 つ目にこんな技術があれば面白いと思う案を 1 つ紹介していきたいと思います。

1. 廃棄物についての教育

1 つ目は廃棄物についての教育である。私は、よく作業員に「この廃棄物は何のコンテナに入ればいいのか？」と尋ねられることがある。わかるものはすぐに答えられるのだが、たまに、どの品目で処分すればいいのかわからないときがある。私自身もそうだが知っているようで意外と知らないのである。その結果、どの品目で処分すればいいのかわからないのに勝手に判断して処分し、間違った品目で搬出してしまい、処分業者から苦情の連絡を受けてしまうことがある。私たち監督が知識をつけることはもちろんであるが、作業員が廃棄物を適切に処分できるように新規入場者教育の際はもちろん、毎月の安全大会、安全教育の際にしつこく教育することが重要であると考えられる。

2. だれでもわかる掲示物

2 つ目はだれでもわかる掲示物の設置である。現場では廃棄物のコンテナ等に品目の明示は当然しており、そんなの当たり前だと思う人もいるだろうが、果たしてそれを全員が理解しているのだろうか。現在、現場では、技能実習生や外国人就労者が多く働いており、今後ますます外国人労働者が増加することが考えられる。外国人労働者の全員が日本語または英語を理解できているとは限らないので、多言語化表示を行い、『誰一人取り残さない』グローバル化に対応するべきであると考えられる。また、その現場でよく発生する廃棄物の写真を撮り、掲示を行い、見える化を行うことも効果的であると考えられる。

3. その日出たゴミ（廃棄物）はその日に分別

3 つ目はその日出たゴミ（廃棄物）はその日に分別することである。現場内を整理・整頓し、清潔に保つことは安全面においても労働災害を防止するのに効果的である。それだけではなく、日々適切に分別処理することで、あとからまとめて分別処理するのに比べ、廃棄物が他品目と混ざるリスクが低減でき、仕分けを行う作業を減らすことができ、結果的に業務効率を高め、コスト削減ができると考えられる。

4. 廃棄物分別支援 AI（ぶんべつ君（仮））

4 つ目は私があれば面白いと思う技術は、廃棄物分別支援 AI（ぶんべつ君（仮））である。（以下「ぶんべつ君」という。）ぶんべつ君は、廃棄物を分別処理する際に、どの品目で処分すればいいのかわからない時に尋ねると、どの品目に該当するか答えてくれる AI である。ぶんべつ君は自動車という運転支援機能である。ぶんべつ君を分別容器の近くに設置することで、だれでも適切に効率よく廃棄物を分別することができ、結果的に上で述べた現場行うべき 3 つのことに貢献できると私は考えます。

以上の 4 つが私の考える建設廃棄物削減のため現場で行うべきこととあれば面白いと思う技術である。私たち建設業が上記の 1 ～ 3 を行うことができれば、廃棄物の削減ができ、2030 年の国際目標である SDGs、2050 年カーボンニュートラル宣言の達成に寄与できるはずだ。



「この中にあなたは居ませんか？」

株式会社ナミト 飯田 あゆ美

環境ポスター入選作品

最優秀賞



「温暖化もうヤバイよ」
西日本支店 鵜飼 真行

安全衛生ポスター

優秀賞



「たすかるために」

西日本支店 鶴飼 洋行（鶴飼 真行家族）

優良賞

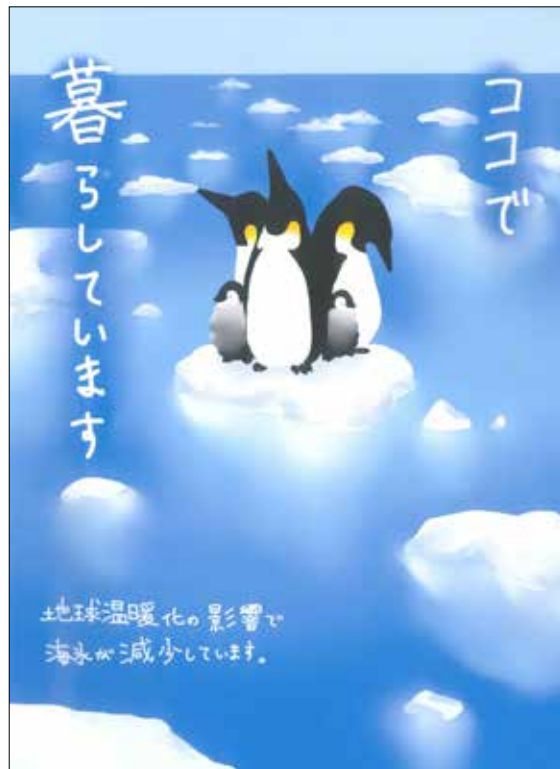


「No More 不安全行動」

西日本支店 岸 洸汰

環境ポスター

優秀賞



「ココで暮らしています」
株式会社ナミト 飯田 あゆ美

優良賞



「巡る資源」
西日本支店 成瀬 拓真

本部だより

1. 安全祈願

令和6年1月18日（木）に明治神宮にて、竹田名誉会長、森屋会長、藤澤副会長、酒井田副会長、山川副会長、金神本部監事、本部事務局が参加し、今年一年の安全祈願を厳かに執り行いました。



2. 安全衛生環境パトロール

安全協力会本部役員による特別パトロールを実施しました。



パトロール実施状況



工事ヤード



昼礼時安全講話（森屋会長）



パトロール参加者一同

<土木>地整那珂川樋管作業所

- 1) 実施日：令和5年12月5日（火）
- 2) 巡視作業所：東日本支店 地整那珂川樋管作業所
- 3) 発注者：関東地方整備局（建設系）
- 4) 工事名称：R4 那珂川左岸小場江排水樋管改築工事
- 5) 巡視者：竹田名誉会長（代表取締役常務執行役員）、森屋会長、藤澤副会長（東京支部長）
岡山本部事務局長（本社環境安全品質部長）、廣瀬支部事務局長（東日本支店環境安全品質部次長）



パトロール実施状況



安全講話（竹田名誉会長）



安全講話（森屋会長）



パトロール参加者一同

<建築>奈良県立医科大学作業所

- 1) 実施日：令和6年3月7日（木）
- 2) 巡視作業所：奈良県立医科大学作業所
- 3) 発注者：公立大学法人 奈良県立医科大学
- 4) 工事名称：奈良県立医科大学新キャンパス新築工事（建築工事）
- 5) 巡視者：竹田名誉会長（代表取締役常務執行役員）、森屋会長、山川副会長（大阪支部長）
岡山本部事務局長（本社環境安全品質部長）、亀井支部事務局長（西日本支店環境安全品質部次長）

3. 活動報告

令和5年10月5日（木）6日（金） 第60回全国建設業労働災害防止大会に参加



支部だより

東京支部

1. 安全祈願

令和6年1月25日（木）に、明治神宮にて安全協会支部役員と支社幹部、安全衛生委員が参加して今年一年の安全祈願を厳かに執り行いました。

明治神宮は明治天皇と皇后の昭憲皇太后を御祭神としている神社です。初詣には、毎年300万人以上の方が参拝されます。



2. 安全衛生環境パトロール

令和5年11月9日（木）および、令和6年2月7日（水）に、労働災害の撲滅を図る為、建築3、土木3、計6作業所を対象に、合同安全衛生環境パトロールを実施し、安全指導を行いました。パトロール実施後、東日本支店にて、支店幹部の方にも参加して頂き、報告会を実施し、改善点は改善をお願いし、良好な点は好事例として水平展開をお願いしました。



＜建築＞東高宇都宮K作業所（安全訓示）



＜土木＞J S宇都宮P作業所



＜建築＞習志野大久保小作業所（安全訓示）



＜土木＞地整行方改良作業所（現場巡視）

3. 今後の活動予定

- 4 月 安全祈願（熊野神社）
- 6 月 支部総会（全電通労働会館（全電通ホール））
- 6 月 合同安全衛生環境パトロール

4. 担当者紹介

今年度の大日本土木株式会社 安全協力会役員をご紹介します。

大日本土木安全協力会

名誉支部長



大日本土木(株)
執行役員 東日本支店長
小 椋 克 泰
(西日本支店より転属)

支部事務局長



大日本土木(株)
東日本支店 環境安全品質部次長
土 田 芳 典
(中日本支店より転属)

支部監事



大日本土木(株)
東日本支店 総務部長
森 川 嘉 美

名古屋支部

1. 安全祈願

令和6年1月13日(土)に、名古屋支部 酒井田支部長他 副支部長や理事(12名)、支店からは田中常務執行役員中日本支店長以下幹部(20名)、そして協力会本部より竹田名誉会長、岡山本部事務局長も参加していただき、猿田彦神社に今年の安全を祈願してきました。



2. 安全衛生環境パトロール

令和5年12月4日(月)5日(火)に、土木・建築各々1現場ずつパトロールを実施しました。

パトロールには田中名誉支部長を始め12名の理事が2班に分かれ現場の隅々まで点検しました。

現場巡視後には、事故防止活動や衛生管理などについて現場の対応や、現場巡視結果などの講評を行い、今後の事故防止を実現すべく有意義なパトロールとなりました。



＜建築＞海部南部消防作業所



現場巡視



＜土木＞名市新道推進作業所



現場巡視

3. 今後の活動予定

- 4月 新年度安全祈願（伊奈波神社）
- 6月 支部総会（じゅうろくプラザ）
- 7月 安全衛生環境パトロール

4. 担当者紹介

今年度の大日本土木株式会社 安全協力会役員をご紹介します。

大日本土木安全協力会

名誉支部長



大日本土木(株)
常務執行役員 中日本支店長
田 中 克 幸

支部事務局長



大日本土木(株)
中日本支店 環境安全品質部次長
亀 井 利 勝
(西日本支店より転属)

支部監事



大日本土木(株)
中日本支店 総務部長
大 石 昌 央
(東日本支店より転属)

大阪支部

1. 安全祈願

令和6年1月17日(水)に、三輪明神 大神神社にて山川支部長をはじめ大阪支部役員と支店幹部、本部から岡山事務局長も参集頂き、今年一年の安全祈願を厳かに執り行いました。



2. 安全衛生環境パトロール

労働災害の撲滅を目指し、毎月の支店安全衛生環境パトロールに参画して、安全指導を行っています。また、令和6年2月16日に、第2回合同安全衛生環境パトロールを実施しました。山川支部長をはじめ大阪支部役員全員参加で2班編成し、建築土木各1作業所、計2作業所に対し実施し、安全指導・要望事項を今後の安全管理に生かしていただくようお願い致しました。



＜建築＞近不八木マ作業所



＜土木＞大阪茨田支柱作業所

3. 安全啓発活動

脚立、立ち馬からの墜落災害が多く発生していることを踏まえ、墜落災害防止を目的とし、啓発表示物を作成し、全作業所へ配付致しました。



脚立からの墜落災害防止啓発



「天板作業禁止」



立ち馬からの墜落災害防止啓発
「後ろ向きに降りること」

4. 今後の活動予定

- 4 月 新年度安全祈願（難波八坂神社）
- 5 月 第1回理事会
- 6 月 支部総会（大阪国際交流センター）
第1回合同パトロール

5. 担当者紹介

今年度の大日本土木株式会社 安全協力会役員をご紹介します。

大日本土木安全協力会

名誉支部長



大日本土木(株)
執行役員 西日本支店長
細 野 俊 英
(本社より転属)

支部事務局長



大日本土木(株)
西日本支店 環境安全品質部次長
廣 瀬 淳 司
(東日本支店より転属)

支部監事



大日本土木(株)
西日本支店 総務部長
荒 沢 尚 之

※大日本土木株式会社の人事異動により、各支店の環境安全品質部次長が変更になりました。

大日本土木安全協力会 本部役員名簿（2024年4月1日現在）

本部役職名	会 社／役職名	氏 名	備 考
名誉会長	大日本土木株式会社 代表取締役 常務執行役員	竹 田 勝 一	
会 長	株式会社森屋製作所 代表取締役会長	森 屋 泰 則	
副 会 長	株式会社森田組 代表取締役	藤 澤 徹	東京支部 支部長
〃	株式会社酒井田工務店 代表取締役	酒 井 田 雅 一	名古屋支部 支部長
〃	株式会社山川 代表取締役社長	山 川 数 也	大阪支部 支部長
本部理事	成友興業株式会社 取締役副社長執行役員	萩 森 孝 紀	東京支部 副支部長
〃	北稜建設株式会社 代表取締役	小 川 滋	東京支部 副支部長
〃	株式会社岡崎組 代表取締役	岡 崎 弘 志	名古屋支部 副支部長
〃	株式会社永山工務店 代表取締役社長	永 山 善 一	名古屋支部 副支部長
〃	株式会社浅田鉄筋 代表取締役	浅 田 宜 彦	大阪支部 副支部長
〃	株式会社村岡 代表取締役会長	村 岡 順 次 郎	大阪支部 副支部長
〃	大日本土木株式会社 東日本支店 環境安全品質部次長	土 田 芳 典	東京支部 事務局長 ※
〃	大日本土木株式会社 中日本支店 環境安全品質部次長	亀 井 利 勝	名古屋支部 事務局長 ※
〃	大日本土木株式会社 西日本支店 環境安全品質部次長	廣 瀬 淳 司	大阪支部 事務局長 ※
本部監事	金神鋼業株式会社 代表取締役社長	金 神 徹 尚	
〃	大日本土木株式会社 本社 執行役員管理副本部長 兼 総務部長	前 田 茂 浩	
本部事務局長 本部理事	大日本土木株式会社 本社 環境安全品質部長	岡 山 孝	

新たな化学物質規制が導入されます

労働安全衛生法の関係政省令が改正されました

POINT

1

ラベル・SDSの伝達や、リスクアセスメントの実施義務対象物質が大幅に増加します※1

POINT

2

リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます※2

POINT

3

化学物質を製造・取り扱う労働者に、適切な保護具を使用させることが求められます※3

POINT

4

自律的な管理に向けた実施体制の確立が求められます（化学物質管理者の選任、リスクアセスメント結果等の記録作成・保存等）

※1・・・国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質が順次対象に追加

※2・・・厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）が対象

※3・・・皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれがないことが明らかな物質以外の全ての物質が対象

これまで以上に事業者の主体的な取組が求められます

ラベル・SDSの伝達やリスクアセスメントの実施がこれまで以上に重要になります

1



SDS及び作業現場の確認

2



リスクアセスメントの実施

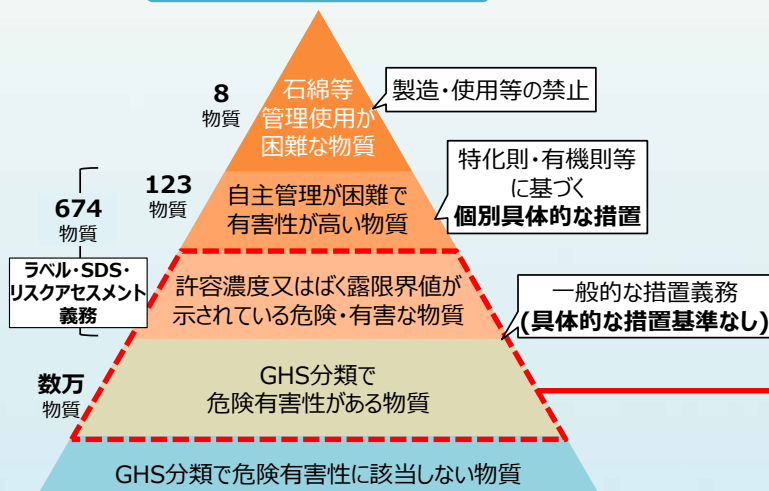
3



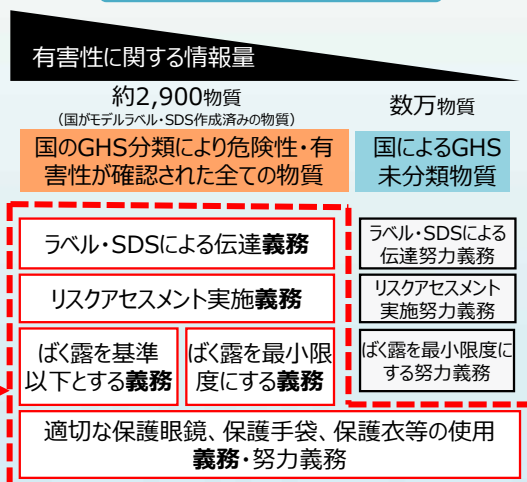
リスク低減措置の実施

自律的な管理が今後の規制の基軸になります！

これまでの化学物質規制



見直し後の化学物質規制



このリーフレットは、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第51号）」「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号）」等の主要な内容を分かりやすく解説することを目的としたものです。改正の詳細については、これらの政令、省令をご確認ください。



厚生労働省 ・ 都道府県労働局 ・ 労働基準監督署

ラベル・SDS通知、リスクアセスメント対象物質が大幅に増加します

改正前

674物質



改正後（順次追加後）

国がGHS分類済 約2900物質
+ 以降新たに分類する物質

ラベル表示、SDS等による通知とリスクアセスメント実施の義務の対象となる物質（リスクアセスメント対象物）に、**国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質を順次追加**します。

R4年2月改正・R6年4月施行

発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性、急性毒性の категорияで区分1に分類された**234物質**が義務対象に追加。

R4年度中改正・R7年4月施行予定

左記以外の категорияで区分1に分類された**約700物質**を義務対象に追加予定。

R5年度中改正・R8年4月施行予定

健康有害性の категорияで区分2以下又は物理化学的危険性の区分に分類された**約850物質**を義務対象に追加予定。

リスクアセスメント結果に基づくばく露低減措置が求められます

労働者がばく露される程度を最小限度とすることや、濃度基準の遵守が義務付けられます

リスクアセスメント結果を踏まえ、**労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を最小限度にすることが義務付けられます。**

さらに、厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）は、リスクアセスメント結果を踏まえ**労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます。**

ポイント！

リスクアセスメントやばく露低減措置では、**濃度基準値以下であるかを必ず確認**しましょう。その際、**推定ツール（CREATE-SIMPLE等）や、実測法（個人ばく露測定、簡易測定法等）**を組み合わせる行うことが効果的です。



CREATE-SIMPLE

ポイント！

濃度基準値が定められていない物質は、「**米国政府労働衛生専門家会議（ACGIH）のばく露限界値**」等を参考に、当該濃度以下とするよう努めましょう。



個人ばく露測定

ばく露低減に向け適切な手段を事業者自らが選択します

リスクアセスメント結果を踏まえ、ばく露低減に向けた適切な手段を**事業者自らが選択の上、実施**します。



代替物質
の使用



換気装置等を
設置し稼働



作業方法
の改善



有効な呼吸用
保護具の使用

その他、必要に応じて**医師等が必要と認める項目の健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置や、健康診断の記録を作成し、5年間保存※**することが義務付けられます。 ※がん原性物質は30年間保存

リスクアセスメント結果等に関する記録の作成・保存や、労働者の意見聴取が義務付けられます

リスクアセスメントの結果と、ばく露低減措置の内容等は、関係労働者に周知するとともに、**記録を作成し、次のリスクアセスメント実施までの期間（ただし、最低3年間）保存**することが義務付けられます
また、措置の内容と労働者のばく露の状況を、**労働者の意見を聴く機会を設け、記録を作成し、3年間保存※**することが義務付けられます。 ※がん原性物質は30年間保存

皮膚等への障害防止のため、保護具の適切な着用が求められます

皮膚等への障害を引き起こしうる化学物質を製造・取扱う業務に労働者を従事させる場合、物質の有害性に応じて、労働者に障害等防止用保護具を使用させなければなりません。



皮膚・眼刺激性
皮膚腐食性



皮膚から吸収され健康障害を
引き起こしうる化学物質

※健康障害を起こすおそれのあることが明らかな物質：**義務**

※上記を除き、健康障害を起こすおそれがないことが明らかなもの以外の物質：**努力義務**

ポイント！

化学物質の種類や取扱い内容により適切な保護具は異なります。必ず確認しましょう。

SDS等による情報伝達が強化されます

SDSの記載項目の追加や、定期確認・更新が必要になります

- 通知事項に「**想定される用途及び当該用途における使用上の注意**」が追加されます。
- 成分の含有量は、原則として、**重量%の記載**が必要になります。
- 「人体に及ぼす作用」を**定期的（5年以内ごとに1回）に確認・更新**することが義務付けられます。

化学物質を事業場内で別容器で保管する際も情報伝達が必要になります

下記のような場合も、ラベル表示・文書の交付等の方法による、内容物の名称やその危険・有害性情報の伝達が義務付けられます。

- ✓ リスクアセスメント対象物を他の容器に移し替えて保管する場合
- ✓ 自ら製造したリスクアセスメント対象物を容器に入れて保管する場合



電子メールや二次元コード等でのSDS通知が可能になります

SDSの通知手段は、**譲渡提供をする相手方がその通知を容易に確認できる方法であれば、事前に相手方の承諾を得なくても採用可能**になります。



電子メール
の送信



HPのURLや
二次元コード
の伝達

自律的管理に向けた実施体制の確立が求められます

化学物質管理者等の選任が義務化されます

リスクアセスメント対象物を製造・取扱い・譲渡提供する事業者は、化学物質管理者の選任が義務化されます。

【選任要件】

化学物質管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者

リスクアセスメント対象物の製造事業場	専門的講習の修了者
上記以外の事業場	資格要件なし（専門的講習の受講を推奨）

【職務】

ラベル・SDS等の確認、リスクアセスメントの実施管理、ばく露防止措置の実施管理や、化学物質の自律的な管理に関わる各種対応等

また、リスクアセスメント結果に基づき労働者に保護具を使用させる事業場では、「**保護具着用管理責任者**」を選任し、有効な保護具の選択、使用状況の管理等に関わる業務に従事させることが義務付けられます

衛生委員会の付議事項が追加されます

衛生委員会の付議事項に下記を追加し、自律的な管理の実施状況の調査審議を義務付けます。

リスクアセスメント結果に
基づくばく露低減措置

健康診断結果や
それに基づく措置

雇入れ時における化学物質の安全衛生に関する教育が全業種で必要になります

一部の業種は省略されていた雇入れ時の危険有害作業に関する教育について、省略規定を廃止。

改正前

一部の業種は除外



改正後

全ての業種

新たな化学物質規制に関するチェックリスト

新たな化学物質規制への移行に向け、チェックリストの各項目を参考に、
施行期日までに対応できるよう、準備を進めましょう。

分野	関係条項	項目	質問	チェック	施行期日
化学物質管理体系の見直し	安衛令 別表第9	ラベル表示・SDS等による通知の義務対象物質	ラベル表示や安全データシート（SDS）等による通知、リスクアセスメントの実施をしなければならぬ化学物質（リスクアセスメント対象物）が、「国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質」へと拡大することを知っていますか？		③ ※令和7年以降も順次追加
	安衛則 第577条の2 第577条の3	リスクアセスメント対象物に関する事業者の責務	リスクアセスメント対象物について、労働者のばく露が最低限となるように措置を講じていますか？ 濃度基準値設定物質について、労働者がばく露される程度を基準値以下としていますか？ 措置内容やばく露について、労働者の意見を聞いて記録を作成し、保存していますか？（保存期間はがん原性物質が30年、その他は3年） リスクアセスメント対象物以外の物質もばく露を最小限に抑える努力をしていますか？		② ③ ②、③ ②
	安衛則 第594条の2 第594条の3	皮膚等障害化学物質等への直接接​​触の防止	皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれのあることが明らかな物質の製造・取り扱いに際して、労働者に保護具を着用させていますか？ 上記以外の物質の製造・取り扱いに際しても、労働者に保護具を着用させるよう努力していますか？（明らかに健康障害を起こすおそれがない物質は除く）		③ ②
	安衛則 第22条	衛生委員会の付議事項	衛生委員会で、自律的な管理の実施状況の調査審議を行っていますか？		②、③
	安衛則 第97条の2	がん等の把握強化	化学物質を扱う事業場で、1年以内に2人以上の労働者が同種のがんに罹患したことを把握したときは、業務起因性について、医師の意見を聞いていますか？ 医師に意見を聞いて業務起因性が疑われた場合は、労働局長に報告していますか？		②
	安衛則 第34条の2の8	リスクアセスメント結果等の記録	リスクアセスメントの結果及びリスク低減措置の内容等について記録を作成し、保存していますか？（最低3年、もしくは次のリスクアセスメントが3年以降であれば次のリスクアセスメント実施まで）		②
	安衛則 第34条の2の10	労働災害発生事業場等への指示	労災を発生させた事業場等で労働基準監督署長が必要と認めた場合に、改善措置計画を労基署長に提出、実施する必要があることを知っていますか？		③
	安衛則 第577条の2第3項から第5項、 第8項、第9項	健康診断等	リスクアセスメントの結果に基づき、必要があると認める場合は、リスクアセスメント対象物に係る医師又は歯科医師による健康診断を実施し、その記録を保存していますか？（保存期間はがん原性物質が30年、その他は5年） 濃度基準値を超えてばく露したおそれがある場合は、速やかに医師又は歯科医師による健康診断を実施し、その記録を保存していますか？（保存期間はがん原性物質が30年、その他は5年）		③
実施体制の確立	安衛則 第12条の5	化学物質管理者	化学物質管理者を選任していますか？		③
	安衛則 第12条の6	保護具着用管理責任者	（労働者に保護具を使用させる場合）保護具着用管理責任者を選任していますか？		③
	安衛則 第35条	雇入れ時教育	雇入れ時等の教育で、取り扱う化学物質に関する危険有害性の教育を実施していますか？		③
情報伝達の強化	安衛則 第24条の15第1項・第3項、 第34条の2の3	SDS通知方法の柔軟化	SDS情報の通知手段として、ホームページのアドレスや二次元コード等が認められるようになったことを知っていますか？		①
	安衛則 第24条の15第2項・第3項、 第34条の2の5第2項・第3項	「人体に及ぼす作用」の確認・更新	5年以内ごとに1回、SDSの変更が必要かを確認し、変更が必要な場合には、1年以内に更新して顧客などに通知していますか？		②
	安衛則 第24条の15第1項、 第34条の2の4、 第34条の2の6	SDS通知事項の追加等	SDS記載事項に、「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を記載していますか？ SDS記載の成分の含有量を10%刻みではなく、重量%で記載していますか？ ※含有量に幅があるものは、濃度範囲による表記も可。		③
	安衛則 第33条の2	別容器等での保管	リスクアセスメント対象物を他の容器に移し替えて保管する際に、ラベル表示や文書の交付等により、内容物の名称や危険性・有害性情報を伝達していますか？		②
その他	特化則、有機則、 鉛則、 粉じん則	個別規則の適用除外	労働局長から管理が良好と認められた事業場は、特別規則の適用物質の管理を自律的な管理とすることができることを知っていますか？		②
	特化則、有機則、 鉛則、 粉じん則	作業環境測定結果が第3管理区分の事業場	左記の区分に該当した場合に、外部の専門家に改善方策の意見を聞き、必要な改善措置を講じていますか？ 措置を実施しても区分が変わらない場合や、個人サンプリング測定やその結果に応じた保護具の使用等を行ったうえで、労働基準監督署に届け出ていますか？		③
	特化則、有機則、 鉛則、 四アルキル則	特殊健康診断	作業環境測定等の結果に基づいて、特殊健康診断の頻度が緩和されることを知っていますか？		②

（注）施行期日の①～③は以下に対応。
規制の変更が2段階に分けて実施される項目もある。
①2022年（令和4年）5月31日（施行済）
②2023年（令和5年）4月1日
③2024年（令和6年）4月1日

詳細はこちら



R4.8